

【解説資料】

変動金利貸付による貸出増加支援資金供給における 担保の差入の留意点について

(注) 本資料は、2024年8月30日付日銀市第160号「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給に関する基本約定」の一部改正等に関する件」別紙2.のうち、変動金利貸付による貸出増加支援資金供給における担保の差入の留意点について解説するものです。

【本資料に関する照会先】

日本銀行 業務局 総務課 営業・国債業務企画グループ

電話：03-3277-2941

メール：post.od30@boj.or.jp

※件名は「(貸出増加支援資金供給) 解説資料への照会」としてください。

1. 適用利率（貸増）の変更にかかるタイムスケジュール

- 変動金利貸付による貸出増加支援資金供給における貸付利率は、貸付期間中の各日の前日における補完当座預金制度上の適用利率（以下「適用利率（貸増）」といいます。）の平均値とします。このため、補完当座預金制度上の適用利率の変更およびその適用日が決定された場合には、当該適用日の翌日が変更後の適用利率（貸増）の適用日となります。
- この場合、日本銀行は、借入人に対し、変更後の適用利率（貸増）の適用日の2営業日前および前営業日の15時に「借入利率変更通知（入札型電子借入）」（以下「利率変更通知」といいます。）を送信します。
- 利率変更通知では、変更後の適用利率（貸増）の適用日における対象与信ごとの所要担保価額（後述2. を参照）が表示されますので、担保不足が見込まれる場合には、当該適用日の前営業日までに、担保の追加差入をお願いします。

▽翌営業日を適用日とする補完当座預金制度上の適用利率の変更が決定された場合

| | | | |
|---------|------------------------|------------------|---------------------|
| t 日 | 補完当座預金制度上の適用利率の変更の決定日 | ・ 利率変更通知の送信<15時> | （必要に応じて） 担保の追加差入 |
| t + 1 日 | 変更後の補完当座預金制度上の適用利率の適用日 | ・ 利率変更通知の送信<15時> | |
| t + 2 日 | 変更後の適用利率（貸増）の適用日 | — | |

▽利率変更通知のイメージ

借入利率変更通知（入札型電子借入） 日 本 銀 行

取引種類 _____
 利率変更の適用日 _____ (注1)

借入人 _____

与信番号 _____ 借入利率 (%) _____ 所要担保価額 (円) _____
 (変更前) (変更後) (変更前) (変更後) (変更額)

_____ (注3)

∫ ∫ ∫ ∫ ∫ ∫

- (注1) 変更後の適用利率（貸増）の適用日が表示されます。
- (注2) 変更前および変更後の適用利率（貸増）が表示されます。
- (注3) 所要担保価額（変更後）から所要担保価額（変更前）を差し引いた値が表示されます。

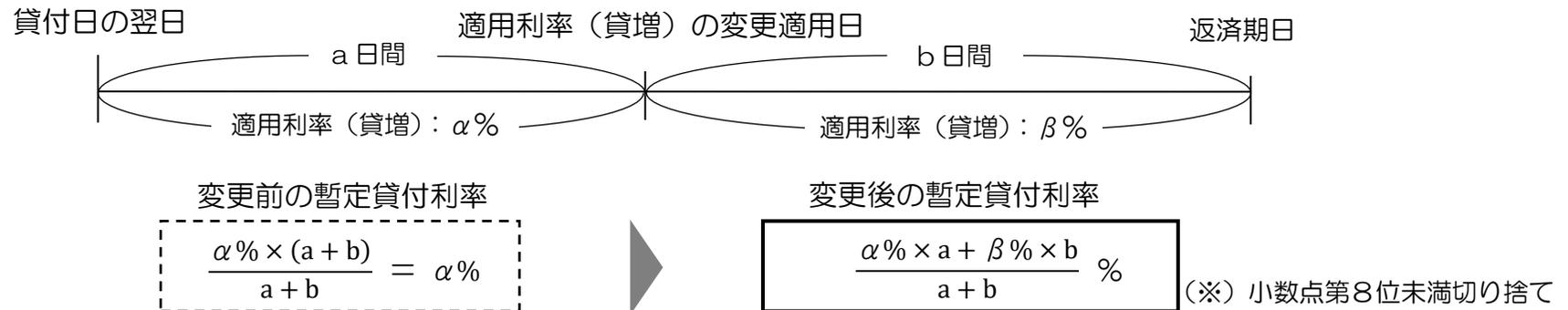
2. 所要担保価額の算出方法

- 借入人は、利息計算期間（貸付期間）中、貸付金額と当該利息計算期間にかかる期間利息の合計額（所要担保価額）以上の担保価額のある適格担保を日本銀行に差し入れる必要があります。この場合の期間利息は、返済期日までの先々の適用利率（貸増）に変更がないものと仮定した暫定的な貸付利率（以下「暫定貸付利率」といいます。）を用いて算出します。

▽期間利息の計算方法

$$\text{期間利息} = \frac{\text{貸付金額} \times \text{利息計算期間の初日の翌日から起算して返済期日までの日数} \times \text{暫定貸付利率}}{365 \times 100}$$

▽暫定貸付利率の計算方法（利息計算期間中に適用利率（貸増）を $\alpha\%$ → $\beta\%$ に変更した場合）



（計算例）貸付日の100日後に適用利率（貸増）を0.1%から0.25%に変更した場合（利息計算期間は365日間）

$$0.1\% \quad \rightarrow \quad \frac{0.1\% \times 99 + 0.25\% \times 265}{364} \% = 0.20920329\%$$

以 上